

霧ヶ峰自然環境保全協議会作業部会設置要綱（案）

第1 目的

霧ヶ峰自然環境保全協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項に関し、詳細な検討及び調整を行い、協議会における合意形成及び事業執行に資するため、協議会規約第10条に基づく部会として作業部会を設置する。

第2 任務

作業部会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ記載の任務を行う。

- (1) 「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会
 - ア 草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然環境の保全方法に関する検討
 - イ 外来種への対応及び野生鳥獣被害対策に関する検討
 - ウ その他必要と認める事項
- (2) “彩り草原空間”形成・施設整備部会
 - ア 霧ヶ峰を魅力的な“彩り草原空間”としていくための景観形成及び施設整備に関する検討
 - イ 過剰利用防止対策及び自動車渋滞対策に関する検討
 - ウ 霧ヶ峰の利用者に協力を求め又は周知すべき事項の検討
 - エ その他必要と認める事項
- (3) 霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会
 - ア 霧ヶ峰の特性を生かしたエコツーリズムモデル構築のために実施すべき事項の検討
 - イ 霧ヶ峰の情報発信に関する検討
 - ウ その他必要な事項

第3 構成

作業部会は、別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

第4 役員

作業部会に次の役員を置き、構成員の互選により選任する。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長

第5 運営

- 1 作業部会は、必要に応じ隨時開催する。
- 2 作業部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 作業部会に、別表の団体及び機関のほか、必要と認められるものを出席させることができる。
- 5 作業部会の事務局は、長野県諏訪地域振興局環境課に置く。

第6 補 則

この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則 この要綱は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 11 月 20 日施行

一部改正 令和元年 5 月 20 日施行

一部改正 令和 4 年 3 月 25 日施行

一部改正 令和 5 年 6 月 15 日施行

別 表

作業部会	団体及び機関
「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会	上桑原牧野農業協同組合、下桑原牧野農業協同組合、小和田牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、茅野市米沢北大塩財産区、茅野市北山柏原財産区、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、諏訪市グライダー協会、一般社団法人長野県環境保全協会諏訪支部、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ネットワーク、環境会議・諏訪、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪教育会自然研究部、国立大学法人信州大学、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、 <u>諏訪市市民環境部環境課</u> 、諏訪市教育委員会生涯学習課、茅野市市民環境部環境課、下諏訪町教育委員会教育こども課、長野県環境部自然保護課、長野県環境保全研究所、 <u>長野県諏訪農業農村支援センター</u> 、長野県諏訪地域振興局林務課
“彩り草原空間”形成・施設整備部会	下桑原牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、霧ヶ峰高原牧野農業協同組合、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、霧ヶ峰旅館組合、池のくるみ旅館組合、霧ヶ峰インターインテル商業会、車山高原自治会、車山高原観光協会、霧ヶ峰バス事業者連絡会、霧ヶ峰パークボランティア連絡会、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪市経済部観光課、 <u>茅野市産業経済部観光課</u> 、下諏訪町産業振興課、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、長野県環境部自然保護課、長野県諏訪警察署交通課、長野県諏訪建設事務所維持管理課、長野県諏訪地域振興局企画振興課、長野県諏訪地域振興局商工観光課
霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会	物見石牧野畜産農業協同組合、霧ヶ峰強清水自治会、 <u>一般社団法人諏訪観光協会</u> 、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構、車山高原観光協会、八島湿原山小舎組合、下諏訪観光協会、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ガイド組合、K i N O A 合同会社、国立大学法人信州大学、諏訪市経済部観光課、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、長野県諏訪地域振興局商工観光課